



平成 18 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 共立メンテナンス  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 充孝  
(コード番号 9616 東証第一部)  
問合せ先 取締役 副社長 上田 卓味  
(TEL 03-5295-7778)

## 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 6 日開催の当社取締役会において、2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

### 記

1. 社 債 の 名 称 株式会社共立メンテナンス 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 100% (各本社債の額面金額 5,000,000 円)
3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日(発行日) 2006 年 9 月 25 日 (スイス時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
  - (1) 募 集 の 方 法 主幹事引受会社である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch 及びその他の買取人(以下「買取人」と総称する。)の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。  
なお、当社は、主幹事引受会社に対し、2006 年 9 月 13 日正午までに主幹事引受会社が当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 1,500,000,000 円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。  
(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
    - ①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
    - ②本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、当社が交付すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記 6. (1) ④記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、当社は会社法に定める単元未満株主の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、当社の定款に定める単元未満株主の単元未満株式売渡請求権は放棄されたものとみなす。
    - ③本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、本社債の払込金額の総額を下記 6. (1) ④記載の転換価額で除した数を上限とし、当初の上限株式数については当社取締役会の授権に基づき当社代表取締役社長が転換価額を決定するに伴い決定する。

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

#### ④ 転換価額

##### (i) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社取締役会の授権に基づき、当社代表取締役社長が、本新株予約権付社債の条件決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.1 を乗じた額を 1.2 で除して算出される額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

なお、上記算出において 1.2 で除するのは、平成 18 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において決議された平成 18 年 9 月 30 日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を普通株式 1 株につき 1.2 株の割合をもって平成 18 年 10 月 1 日付で分割する株式分割に係る調整を予め行うためである。したがって、当該株式分割については、下記 (ii) 記載の転換価額の調整は適用されない。

##### (ii) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当ての場合を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、当社による一定の財産、金銭等の当社株主への分配（配当を除く。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

- (2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、1,700 個及び上記 5. (1) 記載の主幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数を発行する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間 2006 年 10 月 2 日から 2011 年 9 月 16 日のジュネーブ市における銀行営業終了時までとする。但し、本社債が当社の権限により繰上償還される場合には、当該償還日の 5 銀行営業日前の日のジュネーブ市における銀行営業終了時まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとするが、上記いずれの場合も 2011 年 9 月 16 日より後に本新株予約権を行使することはできないものとする。

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

- (6) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch
- (8) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 当社が組織再編行為(下記に定義される。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人に対し、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権の代わりに、下記の条件に基づく承継会社等(下記に定義される。)の株式を目的とする新株予約権(以下「承継会社等の新株予約権」という。)を交付する。
- ① 交付される承継会社等の新株予約権の数  
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数  
当該組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は、上記 6. (1) ④ (ii) と同様の調整に服する。
    - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
    - (ii) 上記 (i) の場合を除くその他の組織再編行為(但し、当社及び承継会社等が上記 (i) 又は本 (ii) のいずれを利用するか選択しうる場合の合併、株式交換又は株式移転を含む。)の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
  - ④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
  - ⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日から、上記 6. (5) に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

⑧組織再編行為が行われた場合

承継会社等について組織再編行為が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は本社債と分離して譲渡することができない。

「組織再編行為」とは、合併(合併により当社が消滅する場合で、当該合併が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。)、新設分割又は吸収分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に承継させる場合で、当該新設分割又は吸収分割が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。)、株式交換又は株式移転(株式交換又は株式移転により当社が他の会社の完全子会社となることが当社の株主総会で承認された場合をいう。以下同じ。)及び日本法に定められたその他の組織再編行為で本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に承継されるものを総称していう。なお、株主総会決議が不要の場合は、当該行為に関する取締役会決議がなされた場合をいうものとする。

また、上記合併後存続又は設立する会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

8,500,000,000 円及び上記 5. (1) 記載の主幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円

(3) 本社債の利率

利息は付さない。

(4) 償還の方法及び期限

①満期償還

2011 年 9 月 30 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

②期中償還

(i) 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値が 30 連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり当該各取引日において有効な転換価額の 130%以上となった場合、当該 30 連続取引日の最終日から 30 日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、2009 年 9 月 25 日以降 2011 年 9 月 29 日までの間、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

(ii) 税制変更による繰上償還

当社が、本社債に関する支払に際し、下記 7. (7) ①に従う追加金の支払が必要となったこと又はなりうることを主幹事引受会社に説明し、了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、2006 年 9 月 26 日から 2011 年 9 月 29 日までの間、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

(iii) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が、組織再編行為を行う場合であって、下記 7. (7) ③に定める事

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

項が、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能でない旨、(ロ)法律上実行可能ではあるが、当社が最良の努力を尽くしてもかかる仕組みを実行できない旨、又は(ハ)下記 7.(7)③に記載の本新株予約権付社債の所持人に対する申出がすべての本新株予約権付社債の所持人(又はすべての本新株予約権付社債の所持人を拘束する決議)により承諾されなかった旨を、当社が主幹事引受会社に対して証明した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上的事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債の額面金額に対する下記割合で償還することができる。

2006 年 9 月 26 日以降 2007 年 9 月 25 日まで	105%
2007 年 9 月 26 日以降 2008 年 9 月 25 日まで	104%
2008 年 9 月 26 日以降 2009 年 9 月 25 日まで	103%
2009 年 9 月 26 日以降 2010 年 9 月 25 日まで	102%
2010 年 9 月 26 日以降 2011 年 9 月 29 日まで	101%

(iv) 資産譲渡の場合の本新株予約権付社債の所持人による買取請求

当社が資産譲渡(当社の資産の全部又は実質的な全部を、他の会社に売却又は譲渡する場合で、当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。)を行う場合(株主総会による承認が不要の場合は、資産譲渡に関する当社の取締役会決議がなされた場合をいう。)、本新株予約権付社債の所持人は、下記 7.(7)④に従い資産譲渡に関する通知を受領した日から当該資産譲渡の効力発生日の 5 営業日前の日までの間、当社及び主幹事引受会社に対して書面による通知を行うことにより、資産譲渡の効力発生日に、公正な価格で本新株予約権付社債を買い取ることを当社に対して請求することができる。本新株予約権付社債の公正価格は、独立財務顧問(下記に定義される。)に相談し、かつ受領した助言を十分に考慮して、当社と主幹事引受会社との間で協議することにより決定する。但し、当該価格の協議が下記 7.(7)④に従い資産譲渡に関する通知を主幹事引受会社が受領した後 10 日以内に整わない場合には、主幹事引受会社の裁量で公正価格を決定する。いずれの場合も公正価格は、本社債の払込金額を下回らないものとする。

「独立財務顧問」とは、主幹事引受会社が満足する、当社の費用負担で当社により選任される、独立した投資銀行、証券会社又は会計事務所をいう。

③ 買入消却

当社又は当社の子会社は、適用法令及び規則に従って、主幹事引受会社を介して、任意の価額で随時本新株予約権付社債を買入れ、保有し、処分することができる。当社又は当社の子会社は、買入れた本新株予約権付社債を消却のために主幹事引受会社に引渡すことができる。この場合、主幹事引受会社は直ちに引渡された本新株予約権付社債を消却し、かかる消却時に、本新株予約権付社債に付された本新株予約権は放棄され、失効する。

④ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、主幹事引受会社が残存する本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領した後 15 日以内に当該事由を治癒し、又はその他の本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は、残存する本社債の全部につ

き期限の利益を喪失し、本社債の額面金額の 100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式 無記名式の新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債券の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証 本社債には担保又は保証を付さない。

(7) 特約 ①追加金の支払

本社債の元本及び額面超過金(もしあれば)は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、一定の日本国非居住者又は外国人である本新株予約権付社債の所持人につき、源泉徴収が必要となった場合は、当社はかかる一定の本新株予約権付社債の所持人の受領金額が当該源泉徴収がなければ受領できたであろう金額と等しくなるように追加額を支払う。

②担保設定制限

本社債の残存期間中(但し、元本及び額面超過金(もしあれば)の満額が主幹事引受会社に支払われる日までの期間に限る。)、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」についての保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本社債にも同等に及ぶ場合、又は主幹事引受会社が上記の担保と比べて不利でないとするか本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保又は保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社又は第三者が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務(日本法上の社債に該当し、満期が1年を超えるものをいう。)のうち(i)日本円以外の通貨で表示されるもの、又は(ii)日本円で表示され、かつ当初その元本総額の過半が当社若しくはかかる第三者により又はその承諾を得て日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

③当社が組織再編行為を行う場合の特約

上記 6.(8)に定める事項が、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能でない旨、(ii)かかる実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築することができない旨、又は (iii)かかる取引全体の趣旨に照らして当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税債務を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることなくかかる仕組みを実行することができない旨を、当社が主幹事引受会社に対して証明した場合には、当社は、その時点において法律上実行可能である限りにおいて、当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人に対し、当社が本新株予約権付社債と同等と判断する経済的利益を提供する申出を行い、又は完全親会社をしてかかる申出を行わせるものとする。

④当社が組織再編行為又は資産譲渡を行う場合の通知

当社による組織再編行為又は資産譲渡について提案がなされた場合、当社は、主幹事引受会社及び本新株予約権付社債の所持人に対し、かかる提案、かかる組織再編行為又は資産譲渡の効力発生日及び(組織再編行為の場合には)本新株予約権付社債に関する提案について、本新株予約権付社債の要項に従い通知を行うものとする。また、当社が組織再編行為又は資産譲渡を行う場合、当社はさらに、主幹事引受会社及び本新株予約権付社債の所持人に対しその旨を本新株予約権付社債の要項に従い通知する。

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(8) 本 社 債 の Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch  
償 還 金 支 払 場 所

8. 上 場 該 当 事 項 な し。

9. 安 定 操 作 取 引 該 当 事 項 な し。

10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役社長が決定する他、社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約に定めるところによる。

以 上

ご注意:この文書は、当社が2011年9月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1)今回調達資金の使途

手取金概算額 8,470 百万円(主幹事引受会社の追加買取権が全額行使された場合には 9,970 百万円)については、ホテル事業に係る設備投資資金に充当する予定です。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)会社収益への影響

ホテル事業の設備新設等により、当社グループ事業の基盤強化と拡大を図ることで、今後の収益力の向上に資するものと考えております。また、株式への転換による自己資本の充実を通じて財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、市場から調達した資本は株主の皆様から負託されたものと考えておりますので、利益配分につきましては、業績連動・収益対応型配当により株主の皆様へ利益還元をすることが最重要政策の一つと認識しております。

(2)配当決定に当たっての考え方

配当金につきましては、目標配当性向 20%を基準に長期にわたり安定して株主の皆様へ報いることを基本スタンスとしており、ここ数年増配や株式分割による実質増配により配当性向の向上に努めております。今後とも株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な増配を目指す一方でより機動的な利益還元策も追求してまいります。

(3)内部留保資金の使途

事業環境の変化に対応した設備投資・新規事業の展開等、将来を見据えた経営政策を的確なタイミングで実施していくために必要な内部留保を行ってまいります。

(4)その他

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 9 月 30 日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を普通株式 1 株につき 1.2 株の割合をもって平成 18 年 10 月 1 日付けで分割する株式分割を決議しております。

(5)過去 3 決算期間の配当状況

(単体)	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1株当たり当期純利益	157.18 円	172.24 円	131.39 円
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当額)	33.00 円 (16.00 円)	36.00 円 (16.50 円)	36.00 円 (18.00 円)
実績配当性向	20.0%	20.9%	27.4%
株主資本利益率	10.5%	10.5%	7.3%
株主資本配当率	2.0%	2.0%	1.7%

- 注) 1. 各決算期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。なお、平成 14 年 3 月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1 株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値であります。
4. 平成 15 年 3 月 13 日開催の取締役会により、平成 15 年 5 月 20 日付で 1 株を 1.1 株に株式分割いたしました。
5. 平成 15 年 3 月期から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

ご注意:この文書は、当社が 2011 年 9 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。



### 3. その他

(1)売先指定の有無

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

形態	発行総額	転換価額	発行日	転換率
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	5,000百万円	2,580円	平成16年9月9日	64.4%

(注)転換価額及び転換率は、平成18年8月末現在のものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	1,730円	2,100円	2,245円	4,900円
高 値	2,225円	2,750円	5,400円	5,010円
安 値	1,540円	2,075円	2,030円	3,260円
終 値	2,100円	2,280円	4,920円	3,560円
株価収益率	12.94倍	14.50倍	28.56倍	—

注)1. 平成19年3月期の株価については、平成18年9月5日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4)その他

該当事項はありません。

以上

ご注意:この文書は、当社が2011年9月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。